

令和元年度 財政援助団体等監査（３）監査結果措置状況

《公益財団法人計算科学振興財団》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 ①事業期間を設定した資金計画の策定を検討すべきもの 県・市・商工会議所が出捐し、平成 20 年 1 月に財団法人として設立され、平成 25 年 4 月に公益財団法人に移行している。産業界のスパコン利用企業層の拡大を目的に整備された公的スーパーコンピュータ、FOCUS スパコンの企業の利用は平成 31 年 3 月末の累計利用は 301 法人、469 課題となっている。スパコン講習会やセミナーも開催している。また、研究拠点 (COE) 形成事業として、財団・県・市が連携し、ポスト「京」を中核とする計算科学の研究教育拠点の形成に資する研究に助成金を交付している。平成 30 年度の FOCUS スパコン等利用料収益は収入の約 4 割を占めるが、大口の利用企業が減少したことなどにより減少した。 「神戸市外郭団体監理に関する検討委員会の意見まとめ（平成 27 年 3 月）」では、以下のような理由により、長期経営計画を作成することが求められている。 《意見抜粋》 「外郭団体は自立性を求められるが、併せて市の政策との役割分担も求められる。外郭団体の組織形態や政策代替性の違い、会社法の施行や公益法人制度改革による制度的変化を踏まえ、市は外郭団体に求める役割を外郭団体と相互確認のもと明確にすることを検討するべきである。これに合わせて外郭団体は、長期経営計画を策定する必要がある。」 財団においては、東大教授や富岳の責任者、元文部科学省の事務方トップなど最新の知見を持ったメンバーからなる理事会の議論で単年度の事業計画を策定しているため、長期経営計画は不要としている。科学技術の進歩や社会政治情勢等著しい変化の下で事業を行うため、新技	財団設立当初より、スパコンの設備投資は経常的な予算ではなく、国の補正予算頼みとなっていることや、建物が民間リースとなっていることなど融資担保できる財産がないため、財団自ら設備投資を計画的に進めることができない構造となっている。 スパコンは 4 年程度で陳腐化し、競争力がなくなるため、新しく更新していく必要がある。これまでに、積立計画をつくり財団自ら設備投資を試みたことがあるが、積立金は計画の半分にも満たず、また、国に要望するものの支援も得られず、適切な規模の設備投資ができなかったため、最近では、スパコン収入の減少が続いている。 スパコンの利用料金は、できるだけ安価に提供できるように、設備投資資金を含めず、光熱費や保守管理費などの運営費を利用料金として、企業の方々にご負担いただいる。そのため、余剰金が出たとしても、適切な規模のスパコンを更新できる程の資金を積み立てるのは困難な状況である。 さらに、スパコン等の IT 関連の社会環境は変化が激しいこともあり、余剰金がどれぐらい見込めるのか計画が立てにくく、例えば、AI などのスパコン利用は、最近になって増えてきており、これにあわせた設備投資が急務となっているが、数年前まではこのような考えはなかった。 中期経営計画については、県・市・経済界の要請でこれまで 2 回策定したが、前述のとおり、計画した内容と実態が大きく乖離し、計画として意味のないものになっていたため、その後の中期経営計画	措置方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
術によって事業環境が激しく変化し、過去に計画を策定したが、全く実情に合っていなかったこともあり、長期経営計画を策定していないとのことである。 しかし、一般的に新たな投資を行う場合には、単年度だけでなく当該投資に対する事業期間に応じ、投資、運用の両面にわたり複数年での見通しが必要である。 財団は、スーパーコンピュータの産業利用及び普及啓発などに関する事業を推進しており、負担金・補助金など国・県・市が負担の枠組みを構築し、財団の事業を推進しているが、投資、運用の両面にわたって自主財源も確保しながら事業を進めている。 FOCUS スパコンは、スーパーコンピュータ「京」の産業利用を促進するためにあるとのことであり、今までの増強ほか新たな投資は国・県・市の枠組みの中で確保されているが、自主財源でも増強を行っている。令和元年度 2 月補正予算が、国・県・市が連携して行う約 4 億円の FOCUS スパコンの増強等事業として議決されている。令和 3 年頃には「富岳」の運用開始が予定されている。増強が既存事業のコストとなるのか、新たな事業の投資なのかによって事業期間はかわる。 運用段階での見通しでは、新たな投資をすると投資、投資後の収益増、投資の陳腐化による収益減という一定のサイクルがあることを前提に、自主財源の確保、コスト面での負担を想定しておくべきである。 コスト面では複数年にわたる負担として、財団は入居ビルの長期リース契約（令和 11 年まで）を民間としており、単年度のリース支払いは県・市の負担金のもと行われているが、契約書上、期間終了時には建物撤去費用、撤去期間中の土地賃料を財団と一緒にビルに入居する県立大学とで負担することとなっている。	については策定せず、単年度ごとの事業計画を立て、社会環境の変化にあわせて柔軟に対応してきている。 ご指摘のとおり、今後、富岳及びポスト「富岳」への対応など新たな事業展開が必要となってくる。そのため、単年度ごとの事業計画だけでなく、中長期的な展望をもった事業計画についても、理事会をはじめ国・県・市と十分に議論して進めてまいりたいと考えている。	

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
また契約書上、建物を撤去することとなっているが、契約期間終了後も財団が建物の利用を希望した場合、協議の上、新たな契約を結ぶことができることとなっている。建物を使い続ける場合には、ポスト「富岳」の産業利用及び普及啓発といった新たな事業展開での使用と思われる。 新たな投資を行う際には、事業期間を設定した資金計画を策定することを検討するべきである。		